



# 飲食店等における消火器具の設置基準が変わります！

## これまでの消火器具の設置基準



飲食店等（3項イ、ロ）  
 延べ面積150㎡以上で  
 設置義務  
 ※網走地区消防組合火災条例  
 主要構造が木造で延べ面積100㎡以上のもの



## 設置基準の改正後



飲食店等（3項イ、ロ）  
 延べ面積にかかわらず  
 ※原則すべてに設置義務

## なぜ改正が行われたか？

平成28年12月、新潟県糸魚川市で発生した大規模火災（飲食店火元）を受け、消防法においてこれまで消火器具の設置が義務付けられていなかった延べ面積150平方メートル未満の飲食店に対して、消火器具の設置が義務付けられる事となりました。

## 新たに対象となる建物は？

※飲食店等のうち、延べ面積が150平方メートル未満で、火を使用する設備または器具を設けたもの。

☆設備又は器具が設置されていない階には消火器具設置の必要はありません。

（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）

例：レンジ、フライヤー、オーブン、かまど、カセットこんろなど

## 防火上有効な措置として

- 火を使用する設備又は器具に調理油過熱防止装置（Siセンサー等）を設けた場合
- 火を使用する設備又は器具に自動消火装置を設けた場合
- カセットコンロのみで調理を行う場合（圧力感知安全装置が設置されている）

※IHコンロのみを使用している場合は消火器具設置の対象物には該当しません。





いつから？



平成31年10月1日から施行されます。

設置したあとは？

設置した消火器具は定期的に点検・報告が必要です！！

### 【消火器具の点検について】

消火器具の設置が必要な飲食店等は、消火器具の点検を6ヶ月ごとに実施し、1年に1回消防長又は消防署長に報告する必要があります。

また、消火器の点検方法や点検結果報告書の記入要領を示したパンフレットや消火器の点検および点検結果報告書の作成を支援するスマートフォン、タブレットアプリの活用により、点検を自ら行うことができ、自ら点検結果報告書を消防署長に報告することができます。パンフレットおよびスマートフォン、タブレットアプリは、総務省消防庁ホームページをご覧ください。

総務省消防庁ホームページアドレス

[http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4\\_8.html](http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/fieldList4_8.html)

### 消火器具設置に関するお問い合わせ先

網走消防署予防調査係 TEL 0152-43-9418

大空消防署管理課予防係 TEL 0152-74-2619

